

別表

1 対象施設	2 市基準額	3 対象経費
<p>災害復旧費国庫補助金 要綱第2の4(1)(2) の表の①欄の施設</p>	<p>厚生労働大臣に協議して 承認を得た額</p>	<p>社会福祉施設等の災害復旧（施設の整備と一体的に整備されるものであって、厚生労働大臣が必要と認めた復旧を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（災害復旧費国庫補助金要綱第2の5に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p>